佐賀県告示第 266 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 28 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 (1) 廃止年月日 平成 28 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社コミュニティネット 所在地 唐津市神田 2110 番地
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護げんき 所在地 唐津市神田 2110 番地 サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護
- 2 (1) 廃止年月日 平成 28 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地名称 社会福祉法人聖母の騎士会所在地 佐賀市大和町大字久池井 1521 番地 2
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 佐賀市大和地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 所在地 佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 サービスの種類 介護予防支援事業